住所　千葉県柏市大津ヶ丘４丁目５番地６―402
号
エムディ・アブ・エナム・タルクダル　昭和42
年２月15日生
住所　広島市中区銀山町４番４号
張蘭　昭和51年１月３日生
住所　横浜市港北区新横浜１丁目17番地10
範哲　昭和38年６月７日生
住所　横浜市戸塚区川上町318番地
藏立紅　昭和45年５月６日生
住所
居彩彩　平成５年12月31日生
住所　横浜市緑区鴨居５丁目14番19号
李玥　平成11年２月17日生

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第一号イの表株式会社テインの項中「神奈川県横浜市戸塚区上矢部町九百九十五番地一」を「神奈川県横浜市戸塚区上矢部町三千五百十五番地四」に、小松螺子製作株式会社の項中「小松螺子製作株式会社」を「ＭＰＰＫＯＭＡＴＳＵ株式会社」に改め、同表に次のように加える。

株式会社浜名ワークス	静岡県浜松市浜北区上島千七百番地の一	溶接、塗装

○法務省告示第百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表株式会社須田の項「溶接」の下に「、塗装」を加える。

○法務省告示第百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年三月十六日法務省告示第百十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年三月十六日」を「平成二十六年三月二十七日」に改める。

○厚生労働省告示第百十五号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第一号及び第二号（第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

住所　川崎市川崎区藤崎４丁目24番５号
高光彦　昭和43年２月11日生
住所　神奈川県厚木市東町１番12―1203号
許昌浩　昭和24年７月17日生
住所　三重県伊賀市陽光台2015番地８
裵桂輝　平成４年12月21日生
住所　東京都練馬区旭町３丁目24番10―202号
金英信　昭和51年４月23日生
住所　東京都板橋区坂下３丁目６番１―501号
黄海紅　昭和49年８月14日生
住所　東京都江戸川区北葛西４丁目14番10―705
号
ウィ・ミチコ・イマイ　平成５年２月11日生

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社テインの項中「神奈川県横浜市戸塚区上矢部町九百九十五番地一」を「神奈川県横浜市戸塚区上矢部町三千五百十五番地四」に、小松螺子製作株式会社の項中「小松螺子製作株式会社」を「ＭＰＰＫＯＭＡＴＳＵ株式会社」に改め、同表に次のように加える。

株式会社浜名ワークス	静岡県浜松市浜北区上島千七百番地の一	溶接、塗装

○法務省告示第百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表株式会社須田の項「溶接」の下に「、塗装」を加える。

○法務省告示第百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年三月十六日法務省告示第百十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年三月十六日」を「平成二十六年三月二十七日」に改める。

○厚生労働省告示第百十五号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第一号及び第二号（第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三の表清研―21の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表清研―22の項の次に次のように加える。

清研―23	（清掃作業従事者研修）規則第二十五条第三号ロに規定する研修	一般社団法人香川ビルメンテナンス協会	香川県高松市林町二二一七番地十五	一般社団法人香川ビルメンテナンス協会	香川県高松市林町二二一七番地十五	平成二十五年七月二十四日

第六の表貯研―40の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第八の表防研―25の項事業所の名称の欄中「山梨県ペストコントロール協会」を「一般社団法人山梨県ペストコントロール協会」に改める。

○厚生労働省告示第百十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条の二第二項第九号、第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第二号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の別表第二及び別表第四に掲げる岡山県の山地洋裁学院並びに別表第三に掲げる岡山県の倉敷芸術科学大学専門学校を卒業した者については、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一中「秋田市立美術工芸専門学校　秋田県」を「秋田公立美術大学附属高等学院　秋田県」に改める。

別表第二中「甲府ドレスメーカー女学院　山梨県」を「甲府ドレメ学院　山梨県」に改め、「山地洋裁学院　岡山県」を削る。

別表第三中「秋田市立美術工芸専門学校　秋田県」を「秋田公立美術大学附属高等学院　秋田県」に改め、「倉敷芸術科学大学専門学校　岡山県」を削る。

別表第四中「甲府ドレスメーカー女学院　山梨県」を「甲府ドレメ学院　山梨県」に改め、「山地洋裁学院　岡山県」を削る。

○農林水産省告示第四百六十六号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・大字川原畑字八ッ場一〇七〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・甲一〇七一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百七十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏